



後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成24年度の1年間の保険料や、お支払いの方法についての通知書を、7月中旬に郵便でお送りします。

なお、保険料は滋賀県で統一した計算となっています。

●保険料の計算は

平成24年度の保険料は、平成23年中の所得にもとづいて計算します。

均等割額 41,704円	+	所得割額 (総所得 - 33) × 8.12%	=	年間 保険料 (上限額55万円)	平成24・25年度	平成22・23年度
					被保険者均等割額 41,704円	38,645円
					所得割率 8.12%	7.18%

* 33万円は基礎控除額

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から天引きさせていただきます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替で納めていただきます。

新しい被保険者証をお送りします

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

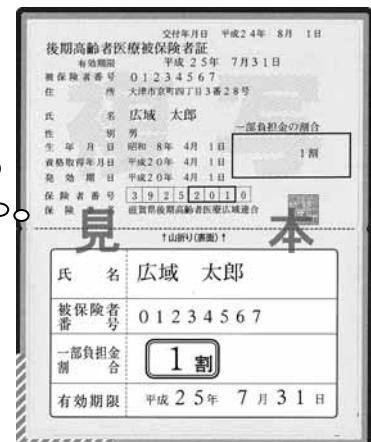
うぐいす色（黄緑色）になります。

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。
有効期限が平成25年7月31日のものご利用ください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という)を提示すると、入院時の食事代が減額されるほか、1か月分の窓口支払金額が、所得区分に応じた限度額に引き下げられます。

●対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成24年度の住民税が世帯全員非課税の方



●手続き方法は

平成24年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成24年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します（申請手続きは不要です。）。

●対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は

被保険者証と印鑑（認印）をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当の窓口で申請してください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎ ②6571 有線⑤7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013 URL:<http://www.shigakouiki.jp/>